

CU三多摩ニュース

No.68

2021. 4. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

CU東京 3/28 拡大学習交流開く 三多摩、春の拡大目標 21人



3月28日、CU東京は春の拡大運動成功へ向けた学習交流集会をラパスホールで開催し、三多摩から7人が参加しました。学習会は都留文科大名誉教授の後藤先生が「コロナ禍における労働環境問題と地域労組への期待」について話されました。

コロナ禍で最も影響を受けているのが女性労働者であること、各支部からの労働相談の状況などを交流。各支部が精力的に労働相談にかかわっていることや具体的な成果が交流されました。

CU三多摩からは、顧問弁護士の白根先生が有期雇用研究者の無期雇用条件10年の問題で、雇止めが行われていること、当組合の相談内容とのかかわりで発言。また宮田執行委員長が、拡大月間成功的決意を述べました。

最後に後藤先生は「思っている以上にCU東京が頑張っていることが分かった、そのことをSNSなどで発信するべきだ。発信力が弱い。」と講評されました。インターネットを利用し、多くの困っている労働者へ相談窓口があると知らせることの必要性を、話し合っていただけに、ハッとさせられました。

また、本部からは4月、5月の春の拡大月間を通して1,600人の組織(3月で1,554人)の組織にするため、各支部組織数の10%拡大の提案がなされ全体で確認しました。三多摩の目標は21人です。

◇労働相談より◇

有期雇用研究者の雇止め問題で相談 運動で法律改正を求めましょう

有期雇用研究者のAさんは、この三月、研究プロジェクトの終了を理由に契約更新はありませんと通告され、雇止めとなりました。

Aさんは研究職の無期転換の権利が10年と定められた法律により、2023年に10年目を迎えるAさんに對し、無期転換を回避することを目的とした雇止めであると考え、当労働組合に相談。この間、話し合いを進めてきました。Aさんは諸事情により、雇止め撤回の団体交渉をすることはできませんが、身分の不安定な大学や公的機関や民間研究機関の研究職が大量に解雇されることが予想される2023年に向けて、何らかの取り組みをしたいと話しています。

2023年には有期雇用研究職の大量解雇が予想され、その前に、研究職の雇止めの実態が現状どうなっているのか調査をする必要があるのではないか。その上で、今後、法律改正を視野に入れ、関係団体と共同した運動が求められるのではないかと、Aさんの相談を受けて考えました。

福田かづこ記



CU東京の新しいリーフが
できました。ご活用下さい。

フードバンク(食糧支援活動)に参加して

投稿 間島隆文



2021年3月20日午後4時から京王相模原線の若葉台駅バスターイン前広場で、フードバンクが開催されました。初め30分は、あまり動きはありませんでしたが、その後、大学生の若者や年配の方々が次々と訪れ、お米やカップ麺などを受け取っていました。一番嬉しかったのが我々のフードバンクの活動に募金をしていただける方が7人もいたことです。

また、若者の相談が多く、子どもたちからも両親が在宅勤務で給料が減らされたとの話があり、いろいろ勉強になりました。フードバンク利用者からのありがとうの言葉や、募金をしていただけた方から、頑張ってくださいとの言葉があり、私も励みになりました。

組合共済への申請を

下記の方にお祝い金をお渡ししました。

○出産祝い金 加賀屋さん 一万円

組合員の皆さん、ご結婚や出産、入院(4日以上・申請対象は一般加入)など組合共済対象の方は、CU三多摩までご連絡ください。

◆労働共済会の「自転車保険」◆

年間掛金5,200円で、損賠1億円

入院1日6千円×180日など

今、子どもが自転車事故で他人にケガを負わせ、賠償金を支払わなければならぬなどの事例が増えています。東京都でも保険加入が義務化されました。組合では労働共済会の「自転車保険」を取り扱っています。ご家族全員分の補償です。ぜひ加入をご検討ください。

最低賃金とは

社会保険労務士の北村博昭氏(当組合書記次長)に聞きました。

Q: 東京都の最低賃金は、現在1013円と聞いていますが、時給1000円しかもらっていないません。会社は半年に1回出している1万円の寸志を含めると最低賃金以上払っていると言っています。それでいいのでしょうか。

A: 最低賃金は、原則として、通常の時間働いた対価として毎月受け取る基本的な賃金が対象です。臨時の賃金など以下の賃金が支払われていても、時給が1000円では、最低賃金違反ということになります。

○実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③精勤手当、通勤手当及び家族手当
- ④時間外、休日、深夜の割増賃金

※③以外の手当(職務手当、住宅手当など)は最低賃金に含まれます。

ご自分の給料表で確認してみましょう。ご不明なことがあれば組合にご一報ください。一緒に確認しましょう。

労働相談員養成講座の延期

●コロナ緊急事態宣言のため、5月16日(日)、国分寺労政会館で予定していました表記の講座は延期することとしました。日程は後日お知らせ。

●井之頭公園で予定されていた「三多摩メニュー」はオンライン参加となりました。

●5月16日の執行委員会は中止とします。